

第 4 2 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定のうち、審査請求②の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当ではないので公開すべきであるが、審査請求①の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 4年 9月29日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

○会議録

財政福祉委員会 4/27

経済水道委員会 4/12

教育子ども委員会 5/16

防災エネルギー対策特別委員会 5/10

※前回請求日時点では当該文書は取得又は作成しており存在してません

※決定日時点で既に公開

(2) 同年10月12日、実施機関は、本件公開請求①を却下とする非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月14日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市会議長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 4年11月24日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

2022. 9.15

本会議個人質問

江上議員の質疑応答の議事録

4-名古屋城天守閣木造復元に係る財源について

(2) 同年12月 8日、実施機関は、本件公開請求②を却下とする非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月 9日、審査請求人は、本件処分②を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

請求に係る文書は、名古屋市市民情報センター及び市会図書室（以下これらを「情報センター等」という。）において閲覧等ができる「財政福祉委員会記録（令和 4年 4月27日）」（以下「本件委員会記録①」という。）、「経済水道委員会記録（令和 4年 4月12日）」（以下「本件委員会記録②」という。）、「教育子ども委員会記録（令和 4年 5月16日）」（以下「本件委員会記録③」という。）及び「防災・エネルギー対策特別委員会記録（令和 4年 5月10日）」（以下「本件委員会記録④」という。）であり、条例第17条第 3項に該当するため請求を却下する。

(2) 審査請求②について

請求に係る文書は、情報センター等において閲覧等ができる「令和四年名古屋市会会議録（九月定例会）」（以下「本件会議録」という。）であり、条例第17条第 3項に該当するため、請求を却下する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 条例第17条は、法令又は他の条例により、閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めたものである。そして、同条第3項は、「市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設」において、「一般に閲覧させ又は貸し出すことができる」行政文書については、行政文書の公開の制度は適用しない旨の規

定である。

イ 審査請求人が公開を求めた行政文書は、本件委員会記録①から④（以下これらを「本件各委員会記録」という。）が該当する。本件各委員会記録は、令和 4年 9月16日又は同月20日に情報センター等にそれぞれ配架され、一般の閲覧が可能となっている。

ウ 情報センター等は、明らかに「図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設」であり、本件各委員会記録は、情報センター等で一般の閲覧に供されているため、このような文書についての公開請求があった場合には、条例の規定に適合しない請求であるとして、却下を免れないものである。すなわち、本件各委員会記録は、条例第17条第 3項に定める行政文書に該当し、条例の規定による行政文書の公開の制度の対象とはならない。

エ なお、審査請求人より令和 4年10月25日付けで提出された追加資料は、名古屋市会会議録について示したものであり、本件処分①と何ら関係はない。

(2) 審査請求②について

ア 審査請求人が公開を求めた行政文書に該当する行政文書として、本件会議録が存在する。

イ 会議録は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 123条及び名古屋市会会議規則(昭和24年市会規則第 1号)第52条第 1項に基づき、本会議における議事日程及び諸般の報告、議事などに関する発言等を記載しており、地方自治法第 115条及び第 123条の趣旨に則り、情報センター等に配架され、一般の閲覧に供されている。

本件会議録は、情報センター等に令和 4年11月24日に配架され、現在に至るまでの間、一般の閲覧に供されている。

ウ 上記(1) アのとおり、条例第17条第 3項は、市の図書館等において、一般に閲覧させ又は貸し出すことができる行政文書については、行政文書の公開の制度は適用しない旨の規定である。

本件会議録は、本件公開請求②の請求日時点において情報センター等で一般に閲覧可能な状態にあったことから、条例第17条第 3項に定める行政文書に該当し、条例の規定による行政文書の公開の制度の対象とはならない。

エ 審査請求人は、自らの過去の公開請求に係る経緯や、実施機関による審査請求人への「指示」が無かったことを審査請求②の理由としているが、これらは、本件処分②の妥当性とは関係のない主張である。

なお、実施機関は審査請求人に対し、本件会議録が作成された場合には一般に公開される予定であることを明示しており、その対応に欠けるところはない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 通常、名古屋市では、幾度も公開請求し、不存在であった場合、再度請求せよという指示があり、再度公開請求すると文書を公開している。

実施機関では、その指示がなく却下されたため、運用がおかしい。今回の却下という処置はふに落ちない。

(2) 名古屋市会（以下「市会」という。）の会議録等を何回も公開請求している。その度にまだ作成していないという決定がされる。いよいよ会議録等が作成された時には、既に公表しているため公開等の決定ができないと言われる。

(3) 他の部署にも会議録の公開請求をしたが、ちょっとしたタイミングで公開等の決定ができないが、文書をあげますという対応だった。また、無償で情報提供するという対応をした部署もあった。

(4) ところが、実施機関は、何回公開請求をしても、会議録等を全然作成しない。挙句の果てには、すでに公表しているからダメだと言う。そんな非情な話はない。

(5) そもそもその原因は公務員の怠慢である。会議録等がいつ出るのかと聞くと、「1年以内には作成する」と言う。規則によると、会議録等は30日以内に作成すると決まっているが、30日以内に作成したことは一度もない。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各委員会記録及び本件会議録が条例第17条第 3項に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市（以下「本市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本会議について

市会の議員全員で構成され、市会の最終的な意思を決定する会議である。本会議開催後は、逐語で記録した会議録が作成され、当該会議録は、情報センター等に配架されるほか、本市の公式ウェブサイトでも公表される。

(2) 委員会について

市会の議員の一部で構成される会議であり、地方自治法第 109条並びに名古屋市会委員会条例（昭和24年条例第 5号。以下「委員会条例」という。）第 4条、第 4条の 2及び第 5条に基づき、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が設置されている。

財政福祉委員会、経済水道委員会、教育子ども委員会は常任委員会、防災エネルギー対策特別委員会は特別委員会に該当する。

一般に傍聴することが可能であり、逐語で記録した議事録が作成され、当該議事録は、情報センター等に配架されるほか、本市の公式ウェブサイトでも公表される。

(3) 本件公開請求①の対象となる行政文書について

本件公開請求①は、令和 4年 4月27日に開催された財政福祉委員会、同月12日に開催された経済水道委員会、同年 5月16日に開催された教育子ども委員会及び同月10日に開催された防災・エネルギー対策特別委員会の会議録を求めたものである。該当する文書として、対象となる各委員会の議事内容を記録した本件各委員会記録が存在する。

(4) 本件公開請求②の対象となる行政文書について

本件公開請求②は、令和 4年 9月15日に開催された本会議において行われた質疑応答の議事録を求めたものである。該当する文書として、令和 4年の 9月定例会の議事内容を記録した本件会議録が存在する。

4 本件各委員会記録及び本件会議録の条例第17条第 3項該当性について

(1) 条例第17条は、法令又は他の条例により閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めたものである。同条第 3項は、本市の図書館、情報センター等の施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は閲覧することができるものは、当該閲覧等によることとし、条例は適用しないとすものである。

(2) 当審査会が調査を行ったところ、本件各委員会記録及び本件会議録について、以下の事実が認められた。

ア 本件各委員会記録について

(ア) 本件委員会記録②及び③は令和 4年 9月16日に、本件委員会記録①及び④は同月20日にそれぞれ情報センター等に配架された。

(イ) 審査請求人は、同月29日に本件公開請求①を行った。

(ウ) 以上より、本件各委員会記録は、本件公開請求①の請求日時点で情報センター等に配架されており、一般に閲覧可能な状態であったことが認められる。

イ 本件会議録について

(ア) 令和 4年11月24日、名古屋市市民情報センター（以下「情報センター」という。）の窓口において、審査請求人が本件公開請求②を行った。

(イ) 本件公開請求②の後、本件会議録が情報センターに配架された。

(ウ) 実施機関は、上記第 4の 2(2) ウのとおり、本件会議録は本件公開請求②の請求日時点で一般に閲覧可能な状態にあったと主張している。

しかしながら、上記(ア) 及び(イ) の状況を踏まえると、本件会議録は、本件公開請求②が行われた時点では情報センター等に配架されておらず、一般に閲覧可能な状態であったとは認められない。

(3) 以上のことから、本件会議録は、条例第17条第 3項に該当すると認めら

れないが、本件各委員会記録は、同項に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
令和 4年10月21日	諮問書の受理
令和 5年 3月 7日	弁明書の写しの受理
3月 9日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 4年12月22日	諮問書の受理
令和 5年 3月10日	弁明書の写しの受理
3月15日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 9月15日 (第49回第 3小委員会)	調査審議
10月13日 (第50回第 3小委員会)	調査審議
11月17日 (第 226回情報公開審査会)	調査審議
同日 (第51回第 3小委員会)	調査審議

12月15日 (第52回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第52回第 3小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第53回第 3小委員会)	調査審議
2月 7日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人